

大阪府農業教育研究会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は次のように定める。

1. 大阪府農業教育研究会と称する。
2. 設立は、昭和24年(1949年)4月1日とする。
3. 所在地は、大阪府堺市美原区北余部595-1におく。
4. 事務局は、会長所属校に置く。
5. 大阪府高等学校農業関係職員並びに、本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

第2条 本会は、大阪府の農業教育及び農業の研究と、これらの振興発展に寄与することを目的とする。本会員は、同時に大阪府高等学校農場協会に所属するものとし、すなわち全国高等学校農場協会に属するものとする。(但し、管理職を除く産業手当無支給者などはこの限りではない。)

第2章 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 農業教育及び農業に関する調査、視察見学、研究資料の収集、配布及び交換
- 2 研究会、講習会、講演会、研究発表会等の開催
- 3 全国の農業教育及び農業研究機関並びに友好団体との連絡
- 4 優秀な研究並びに農業教育及び農業研究に寄与した会員の表彰及び研究費補助
- 5 機関誌の発行と図書刊行
- 6 その他、本会の目的達成に必要と思われる事項

第3章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
会 計	1名
監 事	2名

第5条

- 1 会長、副会長、監事は理事会で選考し、総会において承認を求める。
- 2 会計は、会長所属校会員の中より会長が選考し、総会において承認を求める。
- 3 理事は、会員各校より推薦する。

第6条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、予算、事業計画、決算、その他重要事項を審議し、会の運営にあたる。
- 4 会計は、会計事務を担当する。
- 5 監事は、本会の会務並びに会計を監査する。

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問を若干名おくことができる。

第4章 会 議

第9条 総会は、毎年5～7月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。

第10条 総会の会議は、会員の過半数の出席で成立する。

第11条 会員は、総会に於いて1票の議決権をもつ。

第12条 理事会は、毎月1回招集し、必要と認めた時は臨時にこれを招集する。

第13条 理事会の決議は、理事会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

第5章 会 計

第14条 本会の運営は、通常会費事業収益金、寄付金等を以て充てる。

第15条 本会の予算及び決算は、毎年4月の理事会の議決を経て総会に報告し、その承認を求める。

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第17条 本会則の変更は、総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第18条 本会の事務局は、会長所属校に置く。

第7章 細 則

第19条 本会則の実施に必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

第20条

- 1 各校より推薦する理事人数は、当分の間、次のとおりとする。
枚岡樟風高等学校 1名 能勢高等学校 1名 農芸高等学校 3名
園芸高等学校 3名 貝塚高等学校 1名
- 2 通常会費として徴収する学校分担金及び個人会費は、年額を次のとおりとする。
学校分担金 6,000円 (園芸、農芸)
3,000円 (能勢、貝塚、枚岡樟風)
個人会費 1,300円

附 則

この会則は、昭和40年4月1日から施行する。

この会則は、昭和56年5月30日から施行する。

この会則は、昭和60年5月23日から施行する。

この会則は、平成1年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。